



ジャノメエリカ

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

12月 (師走) DECEMBER

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

12月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時 | 国 税 ／4月決算法人の中間申告
1月4日 |
| 国 税 ／給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日 | 国 税 ／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
1月4日 |
| 国 税 ／11月分源泉所得税の納付
12月10日 | 地方税 ／固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 ／10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月4日 | 労 務 ／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内 |

ワンポイント 税務調査資料のe-Tax 提出

来年1月から、税務調査等の際に調査担当者等から提出を求められた資料(帳簿書類・請求書・納品書などの写し)について、e-Taxによるオンライン提出が可能となります。提出形式はPDF形式が予定されています。これにより、資料を印刷する手間や、税務署へ持参する時間、郵送費用などが解消されます。

雇用保険 就職促進給付の概要

雇用保険制度では、労働者の生活および雇用の安定を図ることや、求職活動を容易にするこ
と等のために各種の給付が行わ
れています。
今回は、雇用保険の給付のう
ち、「就職促進給付」について
説明します。

一 失業等給付の体系

雇用保険の給付等は大きく分けると、「失業等給付」、「育児休業給付」、「雇用保険二事業」に分類できます。

このうち育児休業給付は、以前は失業等給付の中の雇用継続給付として支給されていましたが、令和二年四月より失業等給付とは異なる給付体系として分離されました。

失業等給付は、さらに次の四つの給付に分類することができます。失業中に支給される基本手当（「失業手当」と呼ばれることありますが、正式には「基本手当」といいます。）は、求職者給付のうちのひとつです。

- (1) 求職者給付
- (2) 就職促進給付
- (3) 教育訓練給付
- (4) 雇用継続給付

二 就職促進給付

就職促進給付は、複数の手
当等から成り立っており、次
のように細分化されます。
① 就職促進手当

- a 再就職手当
- b 就業促進定着手当
- c 就業手当
- d 常用就職支度手当

- ② 移転費
- ③ 求職活動支援費

- a 広域求職活動費
 - b 短期訓練受講費
 - c 求職活動関係役務利用費
- ① (一) 再就職手当
概要

再就職手当は、基本手当の受給資格がある方が安定した職業に就いた場合であって、一定の要件に該当する場合に支給されます。なお、安定した職業に就いた場合とは、雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって、雇用保険の被保険者を雇用する場合などが該当します。

② 要件
複数の要件があるため、ここでは一部のみを取り上げます。

詳細は公共職業安定所や厚生労働省のホームページ等に公開されているリーフレットにてご確認ください（以下に触れる手当等についても同様）。

- ・ 基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上ある
- ・ 離職した前の事業所に再び就職したものでない
- ・ 再就職先に一年を超えて勤務することが確実である

③

所定給付日数の三分の一以上の支給日数を残して就職した場合は、支給残日数の六〇%、三分の二以上の支給日数を残して就職した場合は、支給残日数の七〇%を基本手当日額に乗じて得た額です。

- ① (二) 就業促進定着手当
概要

再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に六か月以上雇用され、かつ、再就職先で六か月の間に支払われた賃金の一日分の額が雇用保険の給付を受ける離職前の賃金の一日分の額（賃金日額）に比べて低下している場合に支給されます。

②

支給額
（離職前の賃金日額×再就職の日から六か月間に支払われた賃金額の一日分の額）×

再就職の日から六か月間内における賃金支払基礎日数により求めます。

③ 就業手当
概要

基本手当の受給資格がある方が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外（例えば、一年を超えて引き続き雇用される見込みがないなど）の形態で就業した場合であつて、基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上かつ四五日以上あり一定の要件に該当する場合に支給されます。

② 支給額

就業日数×三〇％×基本手当日額となります。

① ④ 常用就職支度手当
概要

基本手当の受給資格がある方（基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一未満である方に限りません）、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者のうち、障害のある方など就職が困難な方が安定した職業に就いた場合に、一定の要件に該

当すると支給されます。

② 支給額

九〇（基本手当の支給残日数が九〇日未満である場合には、支給残日数に相当する数（その数が四五を下回る場合は四五））×四〇％×基本手当日額となります。

① ⑤ 移転費
概要

受給資格者等がハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族（その者により生計を維持されている同居の親族）の移転に要する費用が支給されます。

② 要件

事業所または訓練施設への通勤（所）時間が往復四時間以上であること等、ハローワークが住所・居所の変更が必要であると認めること等の要件があります。

③ 支給額

移転費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料、着後手当の六種類があります。）の支給を受けることができるもの及びその者が随伴する家族について、その旧居住地から、新居住地までの区間の順路によつて計算した額です。

① ⑥ 広域求職活動費
概要

受給資格者等がハローワークの紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問し求人と面接等をした場合に支払われるものです。

② 要件

住居所管轄のハローワークから、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの間の距離（往復）が、交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で二〇〇キロメートル以上あること等の要件があります。

③ 支給額

一定の計算方法により求めた交通費及び宿泊料が支給されます。

① ⑦ 短期訓練受講費
概要

ハローワークの職業指導により再就職のために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該訓練を修了した場合に支給されます。

② 要件

教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること等の要件があります。

③ 支給額

本人が訓練受講のために支払った教育訓練経費（入学金又は登録料と受講料）の二割（上限一〇万円、下限なし）の額です。

① ⑧ 求職活動関係役務利用費
概要

受給資格者等が求人者との面接等（面接のほか、筆記試験の受験、職業相談、職業紹介など求職活動に該当する活動）や、教育訓練を受講するため、子について保育等サービスを利用した場合に支給されます。

② 支給額

保育等サービスの利用のために本人が負担した費用の一部が支給されます。

育児休業給付の要件一部変更

雇用保険の育児休業給付金の被保険者期間の要件が、今年9月から一部変更となっています（制度変更は、育児休業開始日が令和3年9月1日以降の方が対象です）。

1 変更前

「育児休業開始日」を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること。なお、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月ない場合は、賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します（上記要件は変更後も同様）。

2 変更後

上記1の要件を満たさないケースでも、「産前休業開始日」等を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合には、被保険者期間の要件を満たすこととされました。

産前休業を開始する日前に子を出生した

場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業した場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

3 改正の背景

育児休業給付金は、休業前に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること等が要件とされますが、「育児休業」の開始日（女性は原則として産後8週間経過後）から遡って支給要件を見る場合は、直前に産前産後休業があるため、この間に就労がなく賃金支払がなかった者については、「賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上」の要件を満たさないケースが生じていました。

変更により、従来の要件を満たさない場合であっても、産前休業前の期間を用いて支給要件を満たす場合は、育児休業給付金が支給されることとなりました。

傷病手当金の支給期間の通算化

令和四年一月より、健康保険の傷病手当金の支給期間の通算化が行われます。従来の傷病手当金の支給は、支給を開始した日から起算して一年六か月が最長期間とされてきました。

具体的には、令和二年四月一日に支給開始の場合は、令和三年九月三十日までとされ、その間に一旦復職しその後再び同じ病气やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、支給されるのは令和三年九月三十日までとなっていました。改正では、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化（通算して一年六か月間支給）が行われることとなりました。

健康保険被保険者証の直接交付

今年10月より、健康保険の被保険者証の交付にあたり、保険者が支障ないと認めるときは、保険者から被保険者に対して直接送付することが可能とされました。

これは、コロナ禍におけるテレワークの普及などに対応した柔軟な事務手続を行うことが出来るようにするためです。

なお、これまでの事業主経由による交付の廃止ではありませんので、直接交付の扱いについては各保険者（協会けんぽ・健康保険組合）にご確認ください。

また、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証についても健康保険被保険者証に準じた改正が行われています。

一方、被保険者証の返納については、従来と同様の扱いで変更は行われておりませんので、事業主経由を省略することはできません。